

第 27 号

平成25年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成25年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成25年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成25年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成25年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。